



国公連合

国公連合発行 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
連合会館5F 公務労協内
TEL 03-5209-6205
FAX 03-5209-6206
編集発行人 荏司真佐人

国公連合第20回定期大会



国公連合 団結がんばろう！



あいさつする
柴山委員長

議長団に植野代議員（政労連）と永井代議員（全農林）を選出して進められた。柴山委員長はあいさつで、



議長団の永井代議員（全農林・左）と植野代議員（政労連）



決意を述べる
武藤新委員長

コロナ禍における厳しい社会環境のもとで、職場・地域で安心・安全な公共サービスの展開や国公連合運動の前進に取り組んでいる仲間への敬意

を表した上で、「相次ぐ自然災害からの復興・再生と併せ、被災地・被災者に寄り添う支援を継続」「with/after コロナをベースとした社会・経済活動が求められる中、感染予防対策に万全を期して、組合員の雇用・労働条件の改善に向けた取組の推進」を促した。また、直面する課題として、非現業国公における新型コロナウイルスの影響で作業が遅れた人事院勧告への対応、定年引上げ、ハラスメント対策の徹底、国家公務員の労働基本権問題、政労連や全駐労の取組等について触れるとともに、組織の強化と組合員の期待に応えるための組織の確立などを訴えた。

来賓の清水秀行公務労協議長からは、「国公連合構成組織の職場が担う役割は国民生活と密接にあることから、公務公共部門を取り巻く課題に公務労協も連携して取り組む」との連帯のあいさつをい

ただいた。

議案審議では、2人の代議員から異動に伴う移転料の課題やコロナ禍による超過勤務の実態と組合活動に関する質問・意見が出され、荏司書記長が執行部見解を述べた。

（次面に概要）

武藤新体制が確立

議案採決では、2020年度運動方針をはじめとしたすべての議案が満場一致で承認された。また、役員選挙では全員が信任され、武藤公明新委員長の下での新体制が確立した。

大会宣言では「ナショナルセンター「連合」の産別組織として2001年10月26日に結成し、今回20回目の大会を迎えた。今後も公務労協の中心組織としての役割を十分に果たすよう、組織の総力をあげて様々な課題に果敢に取り組む」ことを確認して閉会した。

なお同日、国公ユニオン定期大会と非現業国家公務員部会総会を開催し、活動方針などを決定している。

第20回定期大会で中央執行委員長を拝命しました武藤です。五十の手習いで初めて熊本から単身赴任で全農林中央本部に来て、9年目を迎えています。が、地元愛が強いせいかな「熊本弁」は今でも健在です。特に、お酒が入れば「熊本弁」が炸裂しますので意味不明なときは、前後の文脈やフィードバックで受け止めて頂ければ幸いです▼単身赴任は、誰に気兼ねすることなく飲み会やゴルフ等に行ける一方で、食事の準備や後片付け、掃除、洗濯、アイロンかけなど大変であり、離れてみてはじめて家族の有り難さを痛感しています。家庭内においても、もう少し早くから男女平等参画を実践しておくべきであったと反省しています▼さて、今般の新型コロナウイルス感染症は、全世界の社会・経済システムを大きく変貌させており、私たちはこれまで経験したことのないライフスタイルや働き方が求められています▼同時に、国公連合運動もウイズ・アフターコロナ時代のなかでは、これまでの運動スタイルを継続しつつ、情勢やニーズに応じた新たな運動スタイルを模索していかなければなりません▼しかし、労働組合の原点である「二人は万人のために、万人は一人のために」はどのような時代になろうとも、決して変わるものではありません▼組合員の皆さんの雇用・労働条件を守るため、組織の先頭に立って頑張りますので、構成組織の皆さんのご指導・ご協力をよろしくお願い申し上げます。（公）

神田駿河台

一人は万人のために…

2020 人事院 勧告・報告

月例給の改定なし 一時金は支給月数0・05月減

人事院は、10月28日に今年度の月例給与の改定を行わないことを報告した。これに先立ち、10月7日には一時金の支給月数を0・05月引き下げる給与勧告等を行っている。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、今年は異例な環境下で人事院勧告期を迎えることとなった。

例年、5月から6月に行われる人事院の民間給与実態調査が延期せざるを得ない中、一時金等の調査については、訪問によらない方法で6月下旬から7月末の間に先行して実施され、月例給調査に関しては、新型コロナウイルスの感染防止対策したうえで、8月中旬から9月末の間に行われ、ようやく10月に勧告・報告されることとなった。

その内容については、一時金の民間支給割合4・46月と

の均衡を図るために4・45月に引き下げ、月例給は公務員民間を164円・0・04%上回っているものの、較差が小さく俸給表等の改定が困難として、見送られるものとされている。

この勧告・報告について公務員連絡会は、一時金の支給月数引き下げについて「民間賞与の客観的な支給実態に基

づくものではあるが、新型コロナウイルス感染症への対応など国民の命と暮らしを守るため職務に奮闘している職員の努力を踏まえると残念な結果」とし、月例給に関しては「改定見送りは、公務員連絡会の要求に対して最低限の配慮をしたものである」などを表明した声明文を発売した。（全文は下段に掲載）

「コロナ禍においても最大限の取組を展開

国公連合は、今年の春闘期から人勤期においても公務労協に結集し、運動を展開してきたが、コロナ禍によって公務員連絡会の中央行動等の取組が見送られるなど、活動の縮小を余儀なくされた。しかし、各級クラスの交渉やウェブを活用した署名行動「ネットシグネ」など、できる限りの取組を行ってきた。

勧告等に基づく給与法改正については、今臨時国会で取り扱われる予定であることから、引き続き公務労協と連携



公務員連絡会が集約した49万余りの署名を人事院へ提出(9/1)

し、政府等への対策を講じていく。

1. 人事院は、本日、官民較差が△0・04%（△164円）と極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないとする報告を行った。なお、10月7日には、一時金の支給月数を0・05月引き下げる給与勧告と公務員人事管理に関する報告を行っている。
2. 公務員連絡会は、8月5日に人事院に要求書を提出し、具体的には、新型コロナウイルス感染症拡大における厳しい社会経済情勢も踏まえ、①月例給与の水準の維持を最低として、公平・公正で客観的な官民比較に基づくこと、②一時金については、精確な民間実態の把握と官民比較を行い、職員的生活を守る支給月数を確保することを求め、われわれとの十分な交渉・協議・合意に基づいて勧告作業を行うよう人事院に求めた。そして、2020人勤期署名行動「ネットシグネ」に取り組み、9月1日に49万7717筆の署名と「新型コロナウイルス感染症に関する勤務条件等の追加要求」の提出、幹事クラス交渉委員による職員団体審議官交渉、書記長クラス交渉委員による職員福祉、給与両局長交渉を行うなど、人事院との交渉・協議を最終盤までねばり強く取り組んだ。
3. 本年の給与に関する勧告・報告は、一時金について、2010年以来的の引き下げとなったことは、民間給与の客観的な支給実態に基づくものではあるが、新型コロナウイルス感染症への対応など国民の命と暮らしを守るため職務に奮闘している職員の努力を踏まえると残念な結果である。一方、月例給与の官民較差は、民間実勢を反映した公平・公正で客観的な官民比較に基づくものであり、改定見送りは、公務員連絡会の要求に対して最低限の配慮をしないものであるといえる。
4. 新型コロナウイルス感染症に関わっては、人事院が、われわれの要求に応じて、職員への周知に関する配慮の観点から、人事院のホームページに、関連する通知等の情報を一覧できるページが設けられた。基礎疾患を有する職員や妊娠している職員への勤務環境の配慮について、職員からの視点で、関連情報を確認できるようにしたことは評価するが、引き続き、当該職員が不安を感じることもなく職務に従事することができるよう、各府省に対して適切に指導助言することを求めるものである。なお、人事院が交渉において明らかにした妊娠している職員に対する措置の実施状況のフォローをはじめ、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないもと、課題継続という立場から引き続き、人事院との協議を強化していく。
5. 長時間労働の是正については、人事院に対して、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握した上で、各府省を適時適切に指導することを求めるとともに、当該各府省の状況等に関する人事院との協議を年内を目途に強化する。非常勤職員の待遇改善については、引き続き、格差是正の取組を積極的に進めるとともに、人事院に対して、非常勤職員の休暇のあり方について、場を設けて検証・検討していくよう求める。
6. 公務員連絡会は、政府に対して10月7日に提出した要求に基づき、給与法改正法案の提出が予定される第203臨時国会が10月26日に召集されたことを踏まえ、政府との交渉・協議に主力をあげる。さらに、地方自治体や独立行政法人、政府関係法人等の賃金決定に向けて、全力を尽くすものである。

2020年10月28日 公務員労働組合連絡会

声 明